

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件

○地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件

○道路の区域を変更する件二件

○福島県教育委員会

○福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

正 誤

○平成二十四年八月二十八日付け号外第四十七号中

規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年一月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第一号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営居合団地の項を次のように改める。

福島県営居合団地	会津若松市	○・八二
一号棟の一号室から二十五号室まで、二十七号室、二十八号室、三十号室から三十七号室まで、三十九号室及び四十号室、二号棟の一号室から十四号室まで、十		

この規則は、平成二十五年二月一日から施行する。

（建築住宅課）

告 示

福島県告示第四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年一月二十五日から同年二月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン野田 福島県福島市野田町四丁目三百三十七番二号

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年一月二十五日から同年二月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ダルマドラッグ福島笹谷店 福島県福島市笹谷字出水上二番ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年一月二十五日から同年二月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
夢・タウン・飯坂 福島県福島市飯坂町字月崎町十二番四
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十二号

地籍調査に関する事業計画を定めた件(平成二十四年福島県告示第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

表須賀川市の項中「江花第四 江花第五 滝第三 一」を「江花第四 江花第五 滝第三 一」に改める。

(農村計画課)

福島県告示第五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十五年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	変更後 敷地の幅員 (メートル)
		延	長

県道母畑 須賀川線	須賀川市雨田字下苗内 八五番一地从先から 同 市雨田字南池田 一二四番地先まで	変更前 七・三〇 一七・〇〇	変更後 七・三〇 二〇・五〇	六七五・〇〇 六七五・〇〇
--------------	--	----------------------	----------------------	------------------

(道路計画課)

福島県告示第五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	変更後 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二五二号	大沼郡三島町大字川井 字天屋原六二四番地先 から 同 郡同 町大字川井 字牧堀六九三番四地先 まで	一一・五〇 二二・七〇	一六・〇〇 二七・八〇	六〇・四〇 六〇・四〇

(道路計画課)

福島県教育委員会

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年一月二十五日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第一号

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

福島県立特別支援学校学則(昭和三十三年福島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

八 前各号に定めるもののほか、教育長が定める日
第六条に次の二項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときは、同項第三号から第六号までに掲げる休業日を当該休業日の期間の範囲内において定めることができる。
- 3 校長は、前項の規定により休業日を定めようとするときは、休業日承認申請書（第一号様式）により、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。
第七条中「第一号様式」を「第二号様式」に改める。
第八条中「第二号様式」を「第三号様式」に改める。
第十三条に次の二項を加える。
- 2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときは、同項第三号から第六号までに掲げる休業日を当該休業日の期間の範囲内において定めることができる。
- 3 校長は、前項の規定により休業日を定めようとするときは、休業日承認申請書により、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。
第十七条第一項中「第三号様式」を「第四号様式」に改める。
第二十六条第一項中「謹慎、停学又は退学を命ずる」を「懲戒を加える」に改め、同条第二項中「規定による」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
第二十八条中「第四号様式」を「第五号様式」に改める。
第四号様式を第五号様式とし、第一号様式から第三号様式までを一様式ずつ繰り下げ、別表の次に次の一様式を加える。

第 1 号 様 式 (第 6 条 、 第 13 条 関 係)

	記 号 番 号
	年 月 日
福島県教育委員会教育長 様	
	校長 氏 名 印
休 業 日 承 認 申 請 書	
下記のとおり生徒の休業日を定めたいので申請します。	
記	
1 休業日の設定	
() 休業日	年 月 日 (曜) から
	年 月 日 (曜) まで
	(減 ず る 日 数 日)
2 対象学年	
3 理 由	

備 考

- 1 この申請書は、2部提出すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 3 「減ずる日数」とは、当該申請に係る福島県立特別支援学校学則第6条又は同第13条に規定する休業日の期間に相当な日数から、当該申請により承認を受けようとする休業日の期間に相当する日数を減じた日数をいう。

附 則
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

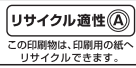
(特別支援教育課)

正 誤

ページ
段
行
正
誤

○平成二十四年八月二十八日付け号外第四十七号中

一	
上	
ら	後
一	ろ
一	か
(土)	(土)
(土)	(土)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福 島 県
印刷所 株式会社 第 一 印 刷